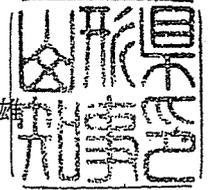


環 企 第113号
平成15年6月23日

都市計画決定権者
山形県知事 高橋 和 雄 殿

山形県知事 高橋 和 雄



環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書への意見について

酒田都市計画道路1・3・1号酒田余目線及び3・2・3号酒田余目線の環境影響評価準備書について、環境影響評価法第20条第1項の規定による環境の保全の見地からの意見は別紙のとおりです。

別紙

1 全般的事項

都市計画対象事業実施区域は、水田、集落、市街地及び最上川河川敷からなり、良好な環境を有する地域であることから、実行可能な範囲で環境への影響の回避、低減に努めること。

なお、動物、植物及び生態系に対する影響の予測及び環境保全措置については、近隣の既設道路等の調査資料を参考にすること。

2 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

凍結防止剤の散布による水質への影響を環境影響評価の項目として選定しなかった理由を明記すること。

3 環境影響評価の結果について

(1) 騒音

騒音に係る環境保全措置の効果を検証するため、事後調査を実施すること。

(2) 動物

ア 「5. 予測結果」については、影響予測の内容を詳細に記載すること。

イ 鳥類については、照明灯の影響も配慮すること。

ウ ウケクチウグイは分布が限られ貴重な種であることから、工事の実施による濁水について、対策を明記すること。

エ 対象範囲には県指定天然記念物であるカブトエビ生息地があることから、工事の実施前にカブトエビの生息状況（浮遊卵の有無など）を再度確認すること。

なお、都市計画対象事業実施区域内で生息が確認された場合には、影響を予測し適切な対策を講じること。

(3) 植物

「5. 予測結果」については、影響予測の内容を詳細に記載すること。

(4) 生態系

ア 「4. 予測結果」については、影響予測の内容を詳細に記載すること。

イ 都市計画対象事業実施区域に隣接して、ハクチョウ類がねぐらとして利用している最上川の中州があることから、ハクチョウ類のねぐらに対する影響を予測し、環境保全措置が必要な場合にはその内容を明記すること。

ウ ハクチョウ類の事後調査については、工事完了後も行い、供用による環境影響の程度を確認すること。

また、調査時期、調査範囲及び調査方法をより具体的に記載すること。

4 その他

(1) 事業実施区域は沖積平野で軟弱地盤を形成していることが多いので、工事の実施に当たっては地盤沈下対策に慎重を期すこと。

(2) 盛土法面の緑化や街路樹の選定に当たっては、外来種による植生への影響に配慮するとともに、工事によりハリエンジュなど既存の外来種の繁茂が促進されないよう配慮すること。